

## 地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書

埼玉県（以下「甲」という。）と、一般社団法人埼玉県環境産業振興協会（以下「乙」という。）とは、地震等の大規模災害発生時における災害廃棄物の処理に関して、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、埼玉県内に地震等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合における災害廃棄物の撤去、収集・運搬及び処分等の協力に関し、必要な事項について定める。

### （定義）

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、災害により発生する木くず、コンクリート塊、金属くず、廃プラスチック、生活系ごみ等をいう。

### （協力要請）

第3条 甲は、県内の市町村及び一部事務組合等（以下「市町村等」という。）が実施する次の号の事業（以下「災害廃棄物の処理等」という。）について、市町村等からの要請に基づいて、乙に協力を要請する。

- （1）災害廃棄物の撤去
- （2）災害廃棄物の収集・運搬
- （3）災害廃棄物の仮置場の管理支援
- （4）災害廃棄物の処分
- （5）前各号に伴う必要な事項

### （協力要請の手続き）

第4条 甲は、協力要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を文書で乙に通知する。ただし、文書によりがたい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知する。

- （1）市町村等の名称
- （2）協力内容
- （3）その他必要な事項

### （災害廃棄物の処理等の実施）

第5条 乙は、甲から要請があったときは、必要な人員、車両、資機材の調達に関して乙の会員に協力を呼び掛け、市町村等が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に

留意するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化のため分別に配慮すること。

(情報の提供)

第6条 甲は、災害廃棄物の処理等に円滑な協力を得るために必要な情報として、県内の被災状況、復旧状況等の情報を乙に提供する。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し協力可能な会員の状況を甲へ報告する。

(実施報告)

第7条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲へ報告する。

- (1) 市町村等の名称
- (2) 協力内容
- (3) その他必要な事項

(費用等)

第8条 第3条の要請に基づき実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、当該処理に係る市町村等が負担し、その価格は乙の仲介の下、処理を実施した乙の会員と当該市町村等が協議の上決定する。この場合において、当該会員は可能な限り低価格となるよう努めるものとする。

(損害補償)

第9条 第3条の要請に基づき実施した災害廃棄物の処理等に従事した者が負傷し、又は疾病にかかった場合等の損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他法令の規定するところによる。

(契約の締結)

第10条 第3条の要請に基づき実施した災害廃棄物の処理等について、乙は、当該処理に係る市町村とその処理を実施した乙の会員との間で、書面による契約の締結が速やかに行われるよう努めるものとする。

(連絡窓口)

第11条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては埼玉県環境部産業廃棄物指導課、乙においては、一般社団法人埼玉県環境産業振興協会事務局とする。

(協会の状況等の報告)

第12条 乙は、本協定に係る乙の会員の人員、車両、資機材等の状況を毎年5月末日までに甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は乙に随時報告を求めることができる。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又は内容に疑義が生じた場合は、その都度甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれの1通を保有するものとする。

令和3年7月15日

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

甲 埼玉県

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県さいたま市浦和区本太2丁目9番24号  
神野ビル1階

乙 一般社団法人埼玉県環境産業振興協会

会長 小林 増雄